

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 長谷川医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市京泊3丁目30番17号
- (3) 設立認可年月日 平成 8年2月15日
- (4) 設立登記年月日 平成 8年3月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	長谷川 宏	
理事	長谷川 信子	
同	塩路 葵	
監事	長谷川 康	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	長谷川医院	長崎県長崎市京泊町3丁目30番17号	一般病床 19床

- (2) 附帯業務及び収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類又は事業名	実施場所
居宅介護支援事業	長崎県長崎市京泊町3丁目33番10号

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月29日 令和3年度決算の決定の件

様式 3 - 4

法人名 医療法人 長谷川医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市京泊町3丁目30番17号

貸借対照表
(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	39,710	I 流動負債	4,961
II 固定資産	25,428	II 固定負債	7,165
1 有形固定資産	24,720	負債合計	12,126
2 無形固定資産	651	純資産の部	
3 その他の資産	57	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	-
		III 利益剰余金	43,012
		IV 評価・換算差額等	-
		純資産合計	53,012
資産合計	65,138	負債・純資産合計	65,138

様式4-2

法人名 医療法人 長谷川医院
 所在地 長崎県長崎市京泊町3丁目30番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年10月 1日 至 令和5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	73,618
2 事業費用	81,193
本来業務事業損失	7,575
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	1,291
2 事業費用	848
附帯業務事業利益	443
事業損失	7,132
II 事業外収益	583
III 事業外費用	87
経常損失	6,636
IV 特別利益	1,278
V 特別損失	-
税引前当期純損失	5,358
法人税等	71
当期純損失	5,429

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 長谷川医院
所在地 長崎市京泊町3丁目30番17号

*医療法人整理番号

財 産 目 録 /
(令和5年9月30日現在)

1. 資産額 65,138 千円
2. 負債額 12,126 千円
3. 純資産額 53,012 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	39,710
B 固定資産	25,428
C 資産合計 (A+B)	65,138
D 負債合計	12,126
E 純資産 (C-D)	53,012

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 長谷川医院
理事長 長谷川 宏 殿

私は、医療法人長谷川医院の令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月27日

医療法人 長谷川医院
監事 長谷川 康